令和６年１０月　第３回議会改革推進特別委員会

令和６年１０月２５日（金）

○議事日程

（１）課題の整理について

①議員報酬の見直し

②政務活動費の検証

③農林業振興会議のオブザーバー参加要請

（２）その他

○出席委員（１１名）

委員長６番	岸　　徹　也　君	副委員長１０番	村　瀬　　廣　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　村　　忠　君
５番	内ヶ島　祐　一　君	７番	村　上　忠　弘　君
８番	川　上　絹　子　君	９番	向　井　孝　一　君
１１番	日　置　紳　一　君	（議長	芳　賀　芳　夫　君）

○出席事務局職員

議会事務局長　　伊　藤　靖　徳　君

議会事務局主事　　海　津　侑　也　君

開議　１３時３０分

◎委員長あいさつ

○委員長（岸　徹也君）　こんにちは。時節柄大変お忙しい中、第３回議会改革推進特別委員会へお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。本日も課題の整理、そして特に議員報酬の見直し、この部分を中心に特別委員会を進めてまいりたいと思います。委員の皆様方の様々な御意見を頂きながら、前に進めれればというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　只今の出席議員は 11 名で、定足数に達しておりますので、第３回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

◎議題１

○委員長（岸　徹也君）　これより議事に入ります。

議題 1、課題の整理についてを議題といたします。

本日は、第２回議会改革推進特別委員会にて、委員の皆様より、御意見を頂いた中、その中での議員報酬の見直しについてを中心に進めていきたいと考えます。

委員の皆様、その進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　では私のほうで確認をとりながら進めていきたいと思います。議員報酬の見直しという部分で、皆様方からの御意見を頂いた中では、多数はですね、報酬を上げるという御意見が多かったわけです。ただ私のほうでその言葉を確認をいたしましたら、少数でありますが、まだ議論が早いのではないかという御意見もございました。これ、内ヶ島委員はそのようなお考えがあったかと思います。前回の発言では、時期には来ているが、まだ議論は早いのではと、財政的なお話もありました。その以外に補足説明等があれば、内ヶ島委員お受けいたしますけれども、どうでしょう。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　先般、特別委員会の中で議員報酬の件について財政が逼迫してる中で先日も言いましたけども、グランドの整備ですか、それも延期になりましたし、給食センターそれも資材高騰で恐らくかなり金額が上がってくるだろうと見てます。また国営事業の負担もかなりあると思うんで、そこら辺をきちっと整理してからのほうが妥当だと思ってます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

苅屋委員。苅屋委員のほうも、見直しは必要であると。その中で議員活動をどう考えるか議論は必要だと。町民との意思疎通を慎重に丁寧に進めていくべきだと、そういうお考

えもございました。見直しは必要ということで、私のほうでも受けましたけれども、何かそれ以外に補足的な説明があるのであればお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　先ほど委員長おっしゃっていただいたとおりのことを前回で述べさせていただきました。その中で、やはり上げるとか、現状維持とかっていう中でまさに今、現職でやられています私を含めた議員の活動としての中で、本当にその町民の方々にどう思われているんだろうかとか、その辺等もですね、意見を伺う機会っていうのは必要だと思いますし、我々自分自身、議員自身もですね、仮に上げるという過程の中で進んだ場合、果たしてそれだけのお仕事をこなして、役務ですね、役務をこなしているかというところも、しっかりと議論が必要であると、その向こう側にですね、上げるっていうような議論があるんだろうかというふうに私は思っておりますので、まずそこの自分たちの日々の活動に関しての考え方ということもまず必要なのではないかと感じております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私も今苅屋議員が言われたようなことに賛同しておりまして、将来的に将来的にですよ、次の改選期に、この見直しを図るっていうことに対しては賛成をしたい。しかし、任期途中の中で、上げるということには私は反対いたします。反対するし、ほかの町村でも、任期途中で上げるっていう例は聞いたこともない。そしてさらに言えばですね、今金町議会というのは、基本条例をもって、議員活動をしております。そういう中においては、先ほど言われたように、町民の皆さん方に、今議会としてはこういう動きをしている。やはり町民の意見も聴取しながら最終結論に向かうべきだというふうに思うんですね。だから今日の会議以降のスケジュールについても、どういう形で町民に説明をするのかあるいは、町民との懇談をどういう形でするのかということも議論の中に入れてほしい。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

今、向井委員がおっしゃられた話というのは大事な観点だと思いますが、今段階を踏みながら、進んでいます。中身の部分に関してはこれからの議論ということになります。向井委員のお話はお受けはいたしますが、これから委員の皆様方と御協議を頂いて、どのように進めていくかという話になるかと思います。今、内ヶ島委員や苅屋委員も、財政のことであるとか議員の仕事の中身についての様々御意見もございましたが、多数は、議員報酬を上げるべきだと、そういう考えを委員の皆様方は持っております。特別委員会としても、そのような多数の御意見を踏まえた上で、その方向でまず進んでいきたいというふうには考えております。当然、少数ではございますが、今おっしゃられたような御意見、これらはやはり、大変重要な観点だということも、理解をしております。報告書案作成時には、これらを踏まえたものを案として、委員の皆様へ提示できればというふうには考えて

おります。そういった進め方でよろしいでしょうか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　今委員長の話を聞くと、取りまとめの文書をつくるときにという言い方をしてますけども、それをつくる前にやることがあるということを私は言ってんですよ。それはなぜかというと、町民との対話をどうするのか。これは前回の特別委員会をユーチューブで見た人から町民の人から電話来ました。やはり報酬だとか、定数問題っていうのは大事な問題であって、それをやはり町民の人たちの考えも聞いてほしいっていうような意見ももらいました。それは多分、今後の特別委員会においてその対応はするだろうというふうに申しましたけども、最終文書をつくるときにそういうふうにしたいという委員長の考えは私は違うと思う。その辺はやっぱり少数意見を大事にしながらということが町民に対する対応も大事になるということですので、その辺は考えていただきたい。

○委員長（岸　徹也君）　ちょっといいですか。今の向井委員の御意見というのは大変こちらとしても、重要な観点だとは重々承知はしております。報告書ありきで、この委員会進めていないということは、前回にもお話をいたしました。しかしいずれ委員の皆様方の御意見をまとめる時期というのは必ず来る話でございます。その際には、今、懸念をおっしゃられた委員の考えというものも踏まえた報告書に、案として、皆様方に提示をしたいというそういう手続上のお話をしたわけです。それで御理解頂けませんでしょうか。

○９番（向井孝一君）　それでは、足りないんだよ。やはりね、結論をありきでだよ、町民に対して報告会のような形では駄目だということ。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員、ちょっと待ってください。

挙手をして、委員長が指名をして、それから発言をお願いいたします。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　委員長は、結論ありきってこれ次回に向けてね、報酬を上げるっていうことに対しては大半の人が賛同してると思うんです。しかしながら、これから具体的に金額が決まっていくと思うんだけども、その前に町民の皆さん方になぜこういうことで今議論をしてるんだっていうようなことと、町民から今の議員報酬についてどうですかっていうやはり問いかけをしながら、町民の皆さんから意見をもらって、そうすることによって最終決定をしていくほうが町民の皆さんも理解してくれると思うんですよね。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員の御指摘は大変重要な。

○９番（向井孝一君）　だからそのことに対してね、ほかの委員はどう考えてるかをちょっと聞いてほしい。

○委員長（岸　徹也君）　それを聞いてほしいというのは向井委員ではなくて委員長が決断をいたします。今、向井委員がおっしゃられた観点というのは私は大事な部分だと思います。その部分を排除する、そういう考えがあるということも私は言ってもおりません。報告書案として皆様方にまず提示をし、その後、正式な報告書に進んでいく話。手続上の話

をしているまでです。御理解いただけないでしょうか。

○９番（向井孝一君）　あのねえ、何回も同じ事を言いたくないんですけども、やはり今金町議会っていうのは、基本条例を基本にして活動してる議会ですよ。例えば松前町、あるいは、八雲町もそうなんですけども、それぞれが報酬問題に対して、いろんなところに行って、懇談をしたり、まず議会側としてそういう努力をしながら、詰めていってるっていうのが私の情報で知ってることです。やはり今金町議会が、町民との会話なしにだよ、これを全部決めて、それから決めてから、報告っていうことでは、私はちょっと違う気がする。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員のおっしゃることは大変重要な話だと私も認識しています。先ほど来、そのように答弁をしています。これらのことっていうのは、やはりしっかりと、特別委員会としてもやはり踏まえた上で進める、また、議会基本条例というものがあるわけですから、そういったものを遵守しながら進めていく、これは大前提の話だとおっしゃいます。そう思っております。向井委員のお話っていうのは、やはりこれから皆様方で協議をしていただくような内容の部分じゃないかなというふうに私は理解をしています。今はその手続上の流れの確認をしている段階です。御理解頂けませんでしょうか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　だからですよ。やはりほかの委員の皆さんどういうふうにそれをとらえているのかを聞きたいわけです。

○委員長（岸　徹也君）　ほかの委員の方がどう考えてるかというのは、向井委員が決めることではなくて、委員長が決断をさせていただきます。

○９番（向井孝一君）　特別委員会っていうのは、それぞれの考え方をまず出していく。そっから議論を始めないと駄目なんだよ。いいかい。委員長が何ほど権限あるかわかんないけども、まずは委員の皆さんの考え方をきちっと聞くっていうとこから始まらないと。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員のおっしゃることは当然その考えも私も持っています。それを行使するかしないかは、委員長がそれを判断、適時判断をしていきたいと、そう思っております。よろしいですか。向井委員どうぞ。違う部分をおっしゃってください。

○９番（向井孝一君）　いいですか委員長。あのね、会議の流れとしてはまずは、委員の皆様に、どういう流れでこれを結論に向けていくかっていう御意見をまず聴取をして、そこでね、半数以上の人たちが、委員長の考えに沿うんであればそれはそれで従いますけども、まずは少数意見だけども、町民との関わり、どうすんだという声もあるわけですよ。そういうことがあるから、各委員の皆さんの意見がどうなんだということを聞きたい。委員長としてそれは当然聞くべき課題だと思うよ。

○委員長（岸　徹也君）　委員長としてはそこも超えて、今、少数意見の方に、それぞれ、確認をとっている段階だというふうに考えてます。委員の多数の方は、報酬を上げるべきだという方向で動いていると委員長としては認識をしています。１人ずつの意見を聞くということは当然大事です。前回、皆様方から簡潔ではありますが、ある程度の御意見とい

うものを頂いております。本日はそこをさらに議員報酬見直しの部分に特化して深掘りをしていければというふうに考えております。御理解頂けますか。

○９番（向井孝一君）　だったらなおさらのこと、ほかの委員の皆さんもね、こういう決め方で、こういう進め方で本当にいいのかどうかっていうことだよな。やっぱりそのことっていうのは、これから先、何かの機会に町民との懇談会っていうのは必要になってくるわけだから、そのときに町民から反発を来ないようにするためには、やはり最初からこういう課題で今議論してるっていうことをきちっと町民の皆さんに説明したり、意見を聴取する機会というものを設けたほうがいいということが私の考えです。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員の考えは理解はいたしております。例えば町民からのっていうお話もありましたけれども、これから、そういった議論というものが特別委員会で深まるというふうに私は期待をしているところでございます。まずは手続上です。手続上、議員報酬を上げるという方向の今確認をとっている段階でございます。よろしいですか。

○９番（向井孝一君）　上げる方向で反対してるわけじゃないんです。ね、将来のことを考えたときには、やはり上げてやるべきだっていう考えですよ。しかしその時期だとか、あるいはどれくらい上げるのかっていうのはこれからの議論になってくると思うんだけども、そのために必要なことは何が必要かってことなんだよ。私は報酬を上げるのに反対してるわけではない。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員のお話は理解をしております。これから報酬を上げるための議論というものが、深まっていくように私も進めていきたいと。委員の皆様方からも、そういった御意見を頂ければというふうに期待をしているというところでございます。よろしいですか。それではですね、追加資料というものが。

　村上委員。

○７番（村上忠弘君）　向井委員さんのほうからいろいろ町民の意見を聞くべきだとかってそういうお話なんですけども、基本条例を尊重したものの言い方されてるんですけども、基本条例の第 15 条の 3 項においてはですね、定数及び報酬の改正については議員が提案し、その理由について、理由ということは、根拠については、説明責任を果たさなければならないというそういった基本条例なんですよね。ですから、この提案についてはさ、この議員自らやっぱり提案して私は問題ないと思うんで、その部分については今委員長が進めているようにしていけば俺はいいのかなと思ってここで町民の意見を先に聞くっていう事にはこの基本条例の中でいけばですね、私はならないと思う。決まったことについての町民には報告でいいのかなというのがこの基本条例の部分だと思います。なぜ今回この部分について、議長のほうからですね、提案されたかということなんですけどもこれやっぱし、全道の議長会の中で議員の報酬の見直しっていうのは、過去何年も前から、そういった部分について、話があった中で今回初めて、やっぱり各町においてやっぱり議員の報酬の見直しをしてほしいということで、話があったことで、議長のほうからですね、提案されたということなんですよね。ですから、これは各町、これに沿って、それなりの

議員報酬の部分については、議会がやっぱし、上げるのか下げるのか、現状維持なのかそういった部分について協議されていることと思います。これが次期改選に向けてということで、私はそういうふうにはとっていません。やっぱり任期中であってもこれは即やるということがやっぱし、議員報酬の改正については、任期中でも、私はこれいいと思って、私は前回のお話の中ではですね、賛成しております。議員報酬の見直しっていうのは、任期中でやってほしいという私は思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ただいま村上委員より、様々御指摘がございました。村上委員より、議会基本条例についての中身に触れられましたので、私も委員長としての思いというものを、これ思いというよりもこれ議会基本条例です。基本条例をお伝えをしたいと思います。これは議員の皆様方は、当然、承知のことと思いますが、この 15 条の今 3 項のことをおっしゃられたわけですけれども、15 条の 2 項という部分もございます。ここはやはり議会基本条例を遵守をしながら、特別委員会を進める上で、この 2 項の部分というのは、私は外せないものだろうと基本条例にうたっているものでございますので、これは今後また皆様方と御議論というものではないと思います。これはやるべき話ですから、議論するまでもありませんが、ここもまず踏まえて、この特別委員会、また、三つの課題について、これをまず進めていくという考えを持っております。あとは村上委員のほうから任期中にという、そういった御意見もございました。これは御意見として承っておきます。その後、様々御議論が委員の中で、協議があるというふうに期待をしております。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　向井委員にちょっとお伺いしたいんですけども、これ全く議論が進まないうちに、議員報酬の見直しっていう形で町民と対話をしたいと。そういう考えなんですか。

○委員長（岸　徹也君）　ちょっとお待ちください。今は委員長との一応やりとりの中での話になりますので討議をしているわけではございませんので、私のほうから、すいません。日置委員のほうから御質問がございましたその中身についての、向井委員のお考えがあればお願いいたします。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　基本条例の中身でね、報酬だとか定数というのは自らが決めて、提案することにはなっております。しかし、その前段で、各町のほかの町の中ではどういうやり方をしているのか。村瀬議員さんが議長やってる時代にはモニター制度までつくるかっていう話まで行ってましたよ。しかしながら、全員がそういう気にならなかったので頓挫してしまったという例があります。やはり、町民会議で報告だけするんじゃなくて、我々過去にね、芽室町だとか栗山町、これ 2 回ほど視察に行ってます。やはり全国でもナンバーワンクラスの評価をされている自治体ですよ。そういうところに行って勉強してきたときに、議員が班編成をしながら、各町内会なり各団体のほうに出向いて懇談をすると、いうことをやってます。そして、今金町も 1 回農協婦人部だとか商工会女性部だとか

っていうふうなことで、町民センターで懇談をした経過もあります。やはりそのことの積み重ねが頓挫してしまったもんだから、なかなかそういう懇談の場っていうのが、なくなってきたっていうのも事実です。そういう中でね、議員自ら決めるんだから、別に町民の意見なんか聞く必要ないっていうような言い方もあるかもしれませんけども、私はそうではないと思うな。基本条例があるんですから、少なくとも今議会はこういう方向に向いているよ。町民の皆さん方はどういう考えですかっていうくらいのものは私は、プロセスとして、忘れてはならないかなと思うんです。私は報酬上げるのにはさっきも言いましたけど反対してるわけではない。将来的にはきちっと議論してあげてやるべきだというのが私の考えです。

○委員長（岸　徹也君）　日置委員。

○１１番（日置紳一君）　いやだからどこの段階で、町民会議を開こうとしてるのかってことを聞いたんですよね。ただ、今は上げる方向もまだはっきりしない、上げるとかってはっきりしない、委員長がそこら辺をはっきりしようとしてそのあと進めようとしてる中での発言だったもんで、全く何もしないうちに、町民会議を開くのかと。そして、やはり、ある程度の考えを持って挑まないと、町民会議なんていうのは、今の段階で町民の皆さんが上げる必要なんかないと言われてしまったら終わりになっちゃいますよね。だけど、ある程度委員長の言うように、これからどうするかという形の中でやっていくと、皆さんが同じ意見で、例えば向井議員が言ったように、会場がずれた場合でも、そこに対して答えてくれると。今の段階で何も統一をしない段階でやってしまったら、反対の意見の人ばかりが来た集まりの中では頓挫してしまう可能性はよその地区でも多分にあったと思うんですよ。そういう意味でいつ、どの時期にやろうとしてるのか、また委員長はこれからやろうとしていることを、向井委員は止めながらも今そやってしゃべってるんで、どの段階での考えなのかお聞きしたいなと私は思って発言したんです。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員。

○９番（向井孝一君）　私が言いたいのは、正式なまとめ文書をつくる前に、一応の議論を固めながら、最終答申案を答申をつくるっていうのは、後でも私は遅くはないと思います。そういう考えです。

○委員長（岸　徹也君）　日置委員よろしいですか。あとほかに何か御意見みたいなものが今議員報酬を上げるで、これから前に進もうとしております。少数意見もございました。そこは報告書案、案の段階で、やはり我々としても、正副委員長、事務局で少数意見というものをどう、しっかりと扱う、そういった考えを持っておりますので、そういう扱いをしながら、皆様方に提示をし、完成に向けて動ければという考えでおります。まずは、全議員ではございませんが、議員報酬を上げる、その方向で進めていきたい。そういうふうに委員長としては考えておりますが、それでよろしいでしょうか。では、そのように決定をいたしました。

　村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　１点ちょっと確認したいんですけども、先ほど、向井委員のほうから、任期途中で報酬を上げる例は聞いたことがないという発言ございましたけども、局長にそのへん伺いたいんですが、それはどこを探しても前例はないもんなんですか。よろしくお願いします。

○委員長（岸　徹也君）　局長、伊藤君。

○局長（伊藤靖徳君）　正確に何町村あるかというのは今ちょっと資料もデータもございませんけども、任期途中で上げることはないということはないと思います。例は、数件聞いてる。認識してるものもありますので、全くないかということはないというふうに思います。

○委員長（岸　徹也君）　よろしいですか。それでは、続いて追加資料というものが皆様方の御手元に配付されていると思います。追加資料が三つ、1、2、3、あると思いますが、本日、追加資料を配布をしておりますので、少し、目を通す時間をつくりたいというふうに思っております。

暫時休憩をいたします。

休憩 14：03
再開 14：32

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き会議をいたします。

今からですね、ちょっとまた休憩のほうに入りたいと思いますので、2 時 45 分まで休憩といたします。

休憩 14：32
再開 14：45

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き会議いたします。

休憩中に、追加資料のほうに目を通していただき、その間、休憩中ではございましたが、数件御意見を頂いたわけでございます。今ですね、追加資料、これはあくまでも資料でございます。議員報酬を上げる方向に、これは今、この特別委員会動いているわけでございますけれども、その一つのモデル例として、追加資料の 1、これが、原価方式。この説明も行ったわけでございますが、委員の皆様にお聞きしたいのはこの原価方式、以外で、何か新たな方法が、議員の給料を上げる、そういった方法があるよという、御意見をちょうだいをしたいと思いますが、この原価方式以外で何かやり方があるということがあれば、御意見を頂きたいと思いますけどいかがでしょうか。ないようですので、それではこの資料配付をいたしました。原価方式、追加資料 1 というのはこれあくまでも例でございます。モデルでございます。ただ、この数式、考え方というものは、これは原価方式として

はこのまま生きる話でございますが、この原価方式で、この議員報酬を上げる、算定モデルとして、この原価方式を使うということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではそのように決定をいたしました。本日ですね、大体このあたりくらいまでと考えておりましたが、次回、これ今これから次回の日数、お話をしますけれども、次回までに、この原価方式の算定モデルの③個々の議員活動、これ①、②でも当然構いませんが、御意見を頂きたいと思っております。特に③においてはそれぞれの議員活動、動き方で差がもしかしたら出るのかもしれませんが、大体、1回の定例会においてこのくらいの時間は要しているよという時間数であるとか、住民対話においては、私はこの数字の倍以上動いてるよっていう方も当然いらっしゃると思いますし、その他議員活動、見回りは常に行ってますよっていう方も当然いらっしゃると思いますので、特に③の部分について、当然①、②にも、もう少しここ数値変えたほうがいいよっていうこともあり得ると思いますが、特に③の部分については、皆さん方でちょっと、それぞれの動き、数値というものを考えて頂ければと。次回どのような形で、それを公表するのか書面なのか、ちょっと今の時点では確定できないんですけれども、次回までにある程度用意をしていただければなというふうに思います。それとですね、もう1点なんですが、原価方式として今決まりました。そして特別委員会としていずれ報告をまとめるということはこの特別委員会の冒頭でもお話もしました。その際、向井委員から、やはり住民との対話は、これは、意見を聞くということは大事なことだと、そういう大事なお話をも頂いております。委員長としては、ある程度議会の方向性がまとまった段階、これはやはり報告書としてある程度完成をした状態で、町民の方と意見交換をするという考えがありました。しかし向井委員のお話ですと、その作成をする前に、町民との意見交換が必要だろうと。そういう御意見がございました。私もそこは反省もしている部分ではございますが、皆様方も、ちょっとお考えを、挙手で構いませんので、ある程度議会としての方向性が決まってから、やはり、町民との懇談を進めるべきだと。そういう私は思いでおりましたが、いやその前の段階で完成する前に、町民と意見交換をするべきだと。何かそういった町民との意見交換の場についての時期のタイミング、ちょっと御意見を頂きたいなというふうに考えておりますが、挙手でお願いをしたいと思いますけど、いかがでしょう。

村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　委員長のほうから、この考え方を示されました。私は基本的にはそれでいいと思うんです。なぜかというと、今の現段階で早く町民の意見を聞くべきだという声ありましたけども、先ほどそれぞれの思いを聞いたところ、この報酬の値上げについてもまだちょっとっていう議員もいますので、やはり町民に向かうときには特別委員会委員全員が、上げる方向性、認識を共有して、そして、町民に対しての説明をするということでは、その時点でいいかなと思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　事前に報告書まとまってから町民とかという話だと思うんですけども、私はですね、議論の途中でもですね、そのように町民と対話する必要性があるんではないかというふうに考えております。なぜかといいますとまず先ほど言われましたけども、議会基本条例の中にですね、15 条の 2 に関してでありますが、定数及び報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、町政の課題及び将来展望、議員に求められる役割や責務、町民の多様な意見の反映等を十分に考慮しなければならないとうたわれておりまして、そのことも考えますと、ある程度こちらで絞ってから、決まってから町民の皆様との意見交換をするというよりもですね、今の議員の活動に対しての御意見なども含めて、これは一度聞いてみる価値はあるんだろうと私は思って、価値という言い方は、申し訳ありません。そういう言い方を撤回しますので、聞いてみることが必要であろうというふうに私は思いますので、タイミングに関してはですね、まだこの上げるというだけの状態でそれは、難しいところも議論の進め方としては難しいところがあるかもしれませんが、内容的に、そうですね、算定モデルが埋まった状態など、そういうような時点で、一度その活動っていうものを示していかがなものでしょうかということを聞いてみるということも必要ではないかと私は考えております。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見ございませんか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　私の意見としては村瀬副委員長とほぼ同じなんですが、まず議員の中での、条例にうたっている部分でも、議員が決めるというふうになっていることでいくと、議員の中でまとまった意見が、あった中で進んでいかないと、いけないのかなというふうに考えています。各町民の意見ということでいうと、本当に千差万別で、いろいろな言葉が出てくるとは思いますが、少なくとも、議員の立場で、自分で自己評価してこうだというものを持った上で、説明して理解していただくっていうほうが望ましいんじゃないかなというふうに私は考えています。ということでよろしくお願いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見ございませんか。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　委員長の先ほど述べられた進め方で、私はよろしいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ないようですので私の今の投げかけなんですけれども、当然、委員会としての考えというものを、いつのタイミングになるのか分かりませんが議長に報告をするという、こういう手続はございます。当然ございます。その段階である程度その報告というある程度でないですね、しっかり報告が出来上がった状態。出来上がった状態ということは特別委員会として、各委員の方向性がまとまった状態だというふうに感じ

るわけですね。その時点でやはり町民に対して、説明をしていく。こういうことが私は望ましいのかなという思いでおります。苅屋委員であったり、向井委員の発言というのは、大変私は重要な観点だと私も認識をしています。認識はしていますが、どのタイミングでそれを報告するかってのは大変難しい。苅屋委員は、この算定モデルが完成してからであればっていうお話もありました。これも一つ、あるのかもしれませんが、やはり、委員の皆様方の考え方が、まとまってない状態で町民に相対するというのは大変これ難しいのかなというふうに私は考えておりました。ですからある程度の方向性がまとまって、御意見を聞く、当然、それでよしとする声もあれば、厳しい御意見というのも当然あるんだと思います。そういった方向で委員長としては、苅屋委員、向井委員の意見というものは大事だとは感じますが、委員長としてはまとまって、それから、町民に対して、これは１回の報告なのか、何回の報告なのかというのはこれはまたこれから話が決まることだと思っております。進めていきたい、そのように進めていきたいと考えておりますが、それで、よろしいでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　町民の方と意見交換するってなると町民会議っていうふうな、イメージに今んところなってるように思うんですけども、この基本条例において、町民の意見を聞くっていう場合において参考人制度、公聴人制度、または第三者機関等による議員活動の客観的な評価等を参考にすることができると、これ 15 条の 2 に書かれております。ということはですね、議員活動の客観的な評価等を参考にするということは、先ほど私言いましたけども、これ算定モデルを基準にするのであれば、その活動の客観的な評価というのはどこから得ようとお考えなのか教えてください。

○委員長（岸　徹也君）　今苅屋委員から大変重要なお話だったと思いますが、この算定モデルの客観的評価という部分においてはまず各議員が、まず御自身の活動の時間、活動内容、こういったものをまず個々においてまず算定をしていただく。幅はあると思います。上限下限というのは当然あると思います。どこかで、それを平準化というか平均を取る、こういう形にはなるのかなと。ですから、たくさん活動している方においては、もしかしたら削らなければならない。そういうことも平均化する上ではあり得ることなのかなというふうに考えております。まずもって、算定モデルというものを、個々において、御自身の活動、この時間というものを少し期間を置きますので考えていただいて、その上でという形になると思いますけど、それで回答になりますか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　委員長のおっしゃりたいこともよく分かるところでありますけども、今の議論の中でいくと、この算定モデルもしくは担い手不足っていうことが基本的な今の話の中での根拠になっているんだろうと私は今、認識しております。その中で一つの根拠となるこの議員報酬の算定方式というものを用いるのであれば、この基本条例に書かれている参考人制度等を利用した議員活動の客観的な評価というものはこれ当然ながら

ついてくる話だと思うんですよね。それがない状態で決めてしまうとこれ何のための条例なのかという話になってしまうように私は感じるので、そうだとすると、やはり、ある程度まとまってからそれを聞きますよっていうのは、参考にするっていう点において、議会として決まったことを、お伝えするのに参考にしようがあるのかというふうに僕はちょっと疑問を思うんですけどその辺はどうでしょうか。

○委員長（岸　徹也君）　基本条例においてその2項ですか。そこの部分の文言というのは私も確認はしております。これはこれからどのように、この特別委員会が進むか、これにかかる話かと思いますが、まず、どこかの時点で報告書というものはやはりつくらなければなりません。そして報告をする時期というのは必ずあります。その前に、2項に書かれていることをやるのか、それとも報告をした報告内容にそれを盛り込むのか、もしくは報告をした後に、そこを第 2 項の部分を行うのか。それはやはり委員の皆様方の考え方というものも一つあるんだと思います。いずれにしても、議会基本条例の考え方、2項についての考え方というのは、遵守しなければならないと、そう考えています。

向井委員。

○9番（向井孝一君）　今苅屋委員が言われたように、今金町議会っていうのは、北海道でも3番目に、2番目か3番目に基本条例をつくった町ですよ。そして平成19年からこれが施行されて、4年ごとに特別委員会をつくって見直しをしながら今日まで来てます。そういう中において、やはり議員報酬だとか定数問題というのは、やはり町民にとっては身近で、非常に関心のある問題です。これはね。やっぱり条例がなくても、議員報酬というのは、地方自治法の中でも決めることにはできるんだけども、この先、答申をして報酬委員会にかかるっていうですね、報酬委員さん方 5 名いるんですけども、それを通らないと最終的には、決まらないのが、ルール上の流れとはなっております。やはりある程度の意見がまとまって答申する前に、委員長が言われたように、このモデルの通りに方向性が決まったらそれはそれでいいと思うんだけども、やはり最終答申をする前に、町民との懇談をして、いろんなことを言われると思うんだけども、それはそれとしても、町民から、例えばなぜ報酬だけがこうやって出てくるだとか、定数はどうしたのかと当然出てくる話だと思うんです。そういうものに対しても、今後こういうふうに進めていくっていうことが、きちっと見えれば、ある程度町民の皆さんも納得するんじゃないかなと思うんだけど、全部このまま決めて、町民の意見は一切取り入れることはできませんみたいな態度では、私は困る。

○委員長（岸　徹也君）　今、向井委員の御意見は御意見として承りました。先ほど算定モデル、の③の特に③の部分については、個々の議員の動き方、時間数というのが違うということでそれぞれちょっと記入をしていただければ、教えていただければというお話をしました。それはぜひとも次回までにそういった動きをしていただければというふうに思います。それができた時点で、それぞれの時間数に差があると思います。大きな差はないのかもしれませんが、やはり若干差はある。それをどういう、平均化をして、この算定

モデルに当てはめるのか。上限で当てはめるのか、下限で当てはめるのか、様々そこは考え方はあるんだと思います。平均で当てはめるのか、なんかその辺の御意見がもしあれば、お受けをしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　前回頂いた資料で、そのモデルの算定方式に関する話なんですけども、資料は２ページにわたってあるんですけども、令和４年の２月に出されたこの全国町村議会議長会の概要版、議会議員報酬、政務活動費っていうところの、これはいつちょっと配られたかちょっと記憶はちょっと忘れてしまったんですけども、この中にですね、より具体的に、算定方式の考え方とかがこれ載ってるんですよね。これを皆さん持ってるかどうかっていうところはちょっと分からないんですけども、一度、お目通し頂いてですね、それを参考にするっていうことも、ありだろうというふうに思って、今ちょっと、発言しました。先ほどの問いに関しては、私は議員の全体の報酬の話が基本だろうというふうに思っておりますので、中央値になるんだろうというふうに考えております。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ないようですので、それでは全国の議長会の概要版の資料というものを少し参考にしつつ、平均値で、この算定モデル、計算式を当てはめるということでよろしいでしょうか。

村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　今、原価方式の③の中身それぞれの議員の活動に合わせて、平均値でっていう委員長の説明ですけども、基本的にそれぞれの議長会との流れからいって、やはり全国は別にして、北海道、町長報酬 30％を目標に、っていうことで来てますけども、実際局長が現実、今金町議会に合わせたら 27 パーですけども、例えば、それぞれ議員個々が今までの活動日数を表してきて、あくまでですよ。それが平均をとったときに、24、25 でも、それはそれでいくという皆さん考え方なのか。私は、将来、今計算して、平均値が低かったとしても、今後、頑張るというものも含めて、それを目指す考えもあってもいいかなと思うんですけども、

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今の御意見もしっかり踏まえながら、まず、委員の皆様方の数値というものをしっかりと確認をさせていただき、全国、全道の議長会の目標にする数値、これに対してどのような動きになるかというものをしっかりと見ながら、委員の皆様方にそれを説明をしながら、協議をし、進めていければというふうに思っておりますので、お願いいたします。では、ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ないようですので議題の１を終わります。

◎議題２

○委員長（岸　徹也君）　次に、議題２「その他」についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございませんか。

特になければ、次回の開催日程を決めたいと思います。委員長案として 11 月 1 日金曜日午後。委員長案としては、11 月 1 日金曜日の午後。この日に開催をよろしいですか。もう一度言います。委員長案としては 11 月 1 日金曜日の午後から、時間としては 1 時半とかになると思いますが、そこを予定をしております。

○９番（向井孝一君）　それをずらすわけにはいかないかい。

○委員長（岸　徹也君）　発言の場合にはすいません、挙手してお願いいたします。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　1 日は八束の老人クラブで。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員の理由も、十分分かるところでございますが、やはり全体がこの 11 月 1 日でよしとするのであればやはりその方に決定をしたいなというふうに考えております。それ以外で何か御意見あればお受けいたしますけれども。

（「異議なし」の声あり）

○９番（向井孝一君）　1 週間ずらしたら問題あるかい。

○委員長（岸　徹也君）　それでは、委員長案である 11 月 1 日午後で決定をいたします。

◎閉会の宣言

○委員長（芳賀芳夫君）　以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会：１５：１７